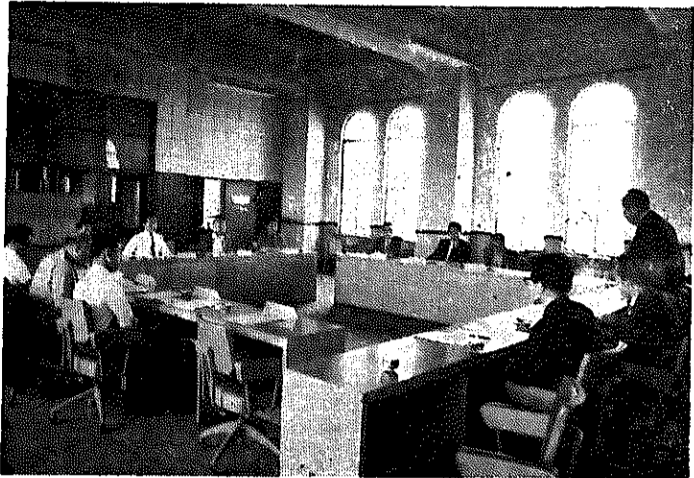


# 根白報

人口のうごき

(7月1日現在)	(6月中)
人口・33,365	出生・26
男・16,007	死亡・19
女・17,358	転入・53
世帯・6,548	転出・70



六月二十三日、次の十五人のかたが、四十四年度の市政モニターに委嘱されました。

市政モニターの仕事は、モニター会議やアンケートを通じて、市政に対する批判や希望などを述べてもらうもので、市の行政に、より一層市民の意見を反映させよう、今年度から初めて設けたものです。

(写真は第一回のモニター会議)

## 市政モニターに十五人を委嘱

△四十四年度市政モニター  
小島勇士夫(旭町)、知野信一郎(上新田)、佐久間安治(魚町)、小柴雄一郎(戸石)、玉木先次郎(高井)、深海善男(砂押)、知野堅太郎(新飯田)、木村清志(上浦)、大塚松栄(引越)、田村喜一郎(神屋)、福原広(旭町)、岡村ミツ(西新飯田)、小林江津美(新飯田)、小林いり(新飯田)、源川哲二郎(鷲ノ木新田)

## 改正された公職選挙法

### 住民基本台帳とは

こんど公職選挙法の一部が改正になり、七月二十日を期して住民基本台帳に記録されていない人は、選挙人名簿から除かれることになりました。もちろん選挙人名簿に登録されていない人は選挙のときに投票することができません。

### 改正された要点は

ことしの四月から住民票に替わって採用された個人別カードのごとで、住所氏名、生年月日などこれまでの住民登録に相当することや、国民健康保険、国民年金、米の配給、学給など、今までその目的ごとに別々の台帳を作っていたものを、ひとつの台帳にまとめ住民に開示する基本的な台帳で、皆さんからの正確な届け出によって作成されます。そして、各課を回って登録の手続きしていたものが、すべて市民課の窓口で済まされるように仕組みがなっています。

●定時登録  
これまで年四回(三月、六月、九月、十二月)該当者からの申し出により、選挙人名簿に登録していましたが、これが改正になり、年一回九月一日現在で住民基本台帳に登録されている人のうち、三か月以上本市の住民となっていない人と、新しく二十歳に達した成人者が、選挙管理委員会の職権で自動的に名簿に登録されます。これを定時登録といいますが、これを定時登録と

たえば六月五日に住民登録をした人は、九月五日より登録する人は、九月五日より早く三ヶ月になるため、来月九月一日の定時登録まで見送られるわけです。

しかし、その間に選挙が行なわれるような場合は、選挙の前に登録日を決め、さきに述べたような資格者は全部名簿に登録されます。これを選挙時登録といいますが、選挙時登録の場合には九月十一日から十五日までの五日間と、選挙時登録のときは選挙管理委員会の定める期間名簿を一般に公開する総覧期間があります。

●修正登録  
皆さんがこの縦覧期間に名簿を調べたところ、当然名簿に登録されなければならない人が、名簿に載っていないか、たような場合、文書で選挙に異議の申し立てをしてください。選挙では調査の結果、登録もれなどの場合は修正登録を行ないます。

●職権まつ消  
次のような場合は、選挙の職権で名簿からまつ消されます。①七月二十日現在、住民基本台帳に登録されていない場合、②死亡した場合や、国籍がなくなった場合、③他市町村へ転出した場合は転出してから四ヶ月後、④住民基本台帳に登録されている住所と、実際の住所がちがう場合、つまり市内転居の場合などは、手続きをしな

いでいると知らぬ間に選挙権がなくなります。このように選挙人名簿の登録、まつ消は、すべて住民基本台帳の記録にもとづいて自動的に行なわれまうので、他市町村の住民基本台帳に登録されている人は、いくら長く本市に住んでいても選挙人名簿には登録されません。これまでのように住民登録をしていなくても、その市町村に三ヶ月以上住んでいれば、申し出により名簿に登録されるという転入転出はもろろんのこと、市内転居の際にも忘れず十四日以内に届け出るよう心がけてください。

## 議会の動き

任期満了に伴う公平委員、監査委員の選任や、一般会計補正予算などを審議する第七十四回(六月)定例会議は、六月三十日招集され会期四日七月三日閉会しました。

## 長沢氏(監査委員)の選任に同意

### 特健保延長反対の決議案を否決

まず日程第一日目の三十日は、午前中一般会計補正予算など九つの議案と、健康保険特別法延長反対の決議案が上程され、それぞれ質疑のあと各常任委員会に審査を付託しました。

続いて午後一般質問には、小柳安衛、外山儀三郎、石田豊実の三氏が「米価すえ置き後の本市農業政策をどのように考えているか」など五項目について市側の見解をたずねました。

会期最終日の七月三日は、各常任委員長から議案審査の経過報告があり、それぞれ採決の結果九つの議案は満場一致で可決されましたが、「健康保険特別法」の決議案は賛否意見がわかれ、無記名投票で採決した結果賛成十票、反対十九票で否決されました。

続いて提案された「生産者米価すえ置き反対に関する決議」案は、満場一致でこれを採択し、関係機関に要求書を送付することにしました。

最後に提出された任期満了に伴う公平委員と監査委員の

選任については、市当局の案どおり同意して正午近く閉会しました。

次に可決された議案のうちからおもなものをご紹介します。

●公平委員の選任  
七月二日任期満了となった関根寛治氏の再選に同意。

●監査委員の選任  
六月二十六日任期満了となった近藤宗一郎氏に代わり、長沢太一氏(戸石新田)の選任に同意。

●四十四年度一般会計補正予算(第二号)  
今回七百七十一万円を追加して、予算総額は八億二千五百六十六万円になりました。

追加されたおもなものは、須藤小路(理研通り)に交通安全施設として、通学路歩道を設ける工事費二百九十五万円をはじめ、電鉄白根駅前前の舗装工事負担金百五十九万円、水防用麻袋一万個分の購入費四十五万円、白根カトリック幼稚園補助金三十万円、市内各小中学校教材備品充実費五十一万円、青年教育センター内放送設備などの工事費三十三万円となっています。

新湯居住宅供給公社で、このたびの方法で戸頭団地の宅地の分譲を行ないます。この宅地を譲り受けた人は、住宅を建てるときに住宅金融公庫から融資が自動的に受けられるので、抽せんなどの特別な特典がない特典と、土地買入れ資金にも特別な貸し付けが受けられる特典があります。

詳しいことについては問い合わせや、申し込みは市役所企画審議室で取り扱っています。



六月十一日、佐渡の相川町佐渡会館で開かれた「県観光協会(亘四郎会長)総会」で市内能登の上杉貞夫さん(栗ノ木)が、県観光協会として表彰されました。

上杉さんは、昭和二十二年から市観光協会の会計として二十二年間活躍してこれほどの功績が認められ表彰されたものです。

一方この補正予算の財源には、たばこ消費税四百七十七万円、電気ガス税五十三万円、交通安全施設整備国庫補助金二百万円などが見込まれています。

鳳協会の上杉貞夫さん  
県観光協会賞を受賞

故夏川信一氏を表彰  
市は「白根市ほう賞規則」にもとづいて、去る六日肝臓障害のため亡くなった夏川信一氏(市田尾)を表彰することとし、同日告別式の府上遊族に表彰状を手渡ししました。

関係助氏にも  
一身上の都合で六月十九日付けで退職された、前市消防団副団長関根利助氏にも市は同規則を適用、このほど表彰状を贈りました。

公売地坂井さんが落札  
二月二十五日号の「広報白根」でお知らせした市有地(白根)日之出町地内四百二十六・四(四平方)の公売は、入札の結果四百七十七万三千円で、坂井与吉さん(諏訪木第三)が落札されました。

事故や老後にそなえ  
国民年金保険料(第一期分)四月分から六月分までの納期限は、七月三十一日となっています。事故や老後にそなえて、納め忘れなどのないようにはしたいものです。

## 水魔が子どもをねらっている

### 子どもを水の事故から守ろう

ことしも水の季節になりました。市内にもプールが建設され、児童の水死事故は少なくなるものとみられていますが、幼児の事故はすでに数件起こっています。危険な所はいたるところにあり、いつも子どもをねらっています。子どもを水の事故から守りましょう。

## 土地買入れにも融資

### 宅地分譲のあんない

の購入にも融資がつかうこと、5課連価格、一平方分当たり三千五百八十五円(一坪当たり一万八千四百四十四円) 6募集期間、七月十四日から同月三十一日まで 7申し込み受け付け 市役所企画審議室

側溝排水施設についてもすべて完備されており、果樹園にかこまれて閑静で住宅地には好適地といえる場所です。

二十五区画  
一区画平均面積二百六十六平方分(約六十五坪)